

# 告示

## 埼玉県教委告示第十五号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第二十一条第七項の規定により、次の表に掲げる埼玉県指定無形文化財の保持者の認定を解除する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

種類	名称	保持者の住所	保持者	認定年月日
工芸技術	長板中型	八潮市古新田八四四	大熊 栄市	昭和四十五年 三月三十日